

令和6年度 掛川社会福祉事業会 事業計画書

令和6年度も物価高、資源材料高、生産人口減少等の社会経済情勢の煽りを受け、社会福祉事業の実施に際しても大変厳しい年度となることが予測されます。中でも人口減少に関しては、労働集約型事業である当法人事業にとっては、従事する専門職員の採用及び安定雇用が最優先課題であります。事業収入の全てが公定価格であることから、他産業との賃金格差解消はままならず、労働市場においても劣位となっております。

このような状況下ではありますが、人事面での安定管理を進めつつ、要援護高齢者の生活保障を担う使命に基づき、利用される方々からの信頼を得られるような事業運営を実施して参ります。

介護保険事業では、令和3年度法改正にて規定された各種取組が一定の猶予期間を終了し、4月からの実施が義務化されることとなっております。対象となる事業所ではこれまでに必要な準備を進めて参りましたが、法令に規定された実施要件に抵触することのないよう、慎重に運用管理に努めて参ります。また、介護保険事業のみならず、掛川市から運営を任されております養護老人ホーム、地域包括支援センターでの既定業務についても再度、委託仕様書、運営基準、重要事項説明書等の規定や契約上の取り交し事項を確認し適正な事業実施を約束致します。そのためには、事業監査委員会等による内部牽制体制の強化を図る一方、特定の職員に業務を依存する属人化を改め、関係する職員が一定レベルで業務に従事できるための標準化に向けた手順を再構築し実施徹底を図ることと致します。

人材の確保、育成、定着及び社会福祉法人としての地域貢献活動に向けても、これまでの委員会組織を継続し、全社的に活動を推進して参ります。

また、役職職員の育成に関しては、法人経営、組織活動の主体的人材となることを目標に評価シートを用いた職務評価を採用して参ります。

社会福祉法に基づく事務事業を担う本部事業の運営については、令和5年度に社会福祉法人を所管する掛川市の監査を受審し再確認した経緯がございますが、役員会運営、役員人事をはじめ、定款順守を前提に適切に対応して参ります。

養護老人ホームききょう荘については、掛川市におきまして、令和5年度に市内養護老人ホームの在り方について議論がなされましたが、今後もその動向を注視し、示される方向性に対しての必要な準備を進めていくことと致します。

以上の趣旨のもと、令和6年度重点目標及び取組みは下記の通りと致します。

(1) 理事会、評議員会の開催及び監査の実施

- ①定款及び定款細則に沿った開催運営
- ②事業計画及び予算の執行管理

(2) 「掛川社会福祉事業会10ヵ年計画」後期事業の実践

- ①10ヵ年後期年次計画4年目の事業実施に向けた計画の具体化と実施
- ②実施項目進捗管理の徹底
- ③養護老人ホームの今後の方向性に係る情報収集と必要な対策の検討
- ④次期計画策定（令和7年度12月完成、令和8年度実施）への準備

(3) 組織秩序の構築と健全な職場環境の整備

- ①事業運営システム実施管理者である指導職の育成と評価
- ②各種規定の順守及び業務執行ガバナンスの徹底
- ③ハラスメント防止と適正な業務指導の実践

(4) 人材の確保・育成・定着

- ①人材確保対策の体系及び取組みの検証と必要な改正
- ②人材育成対策の体系及び取組みの検証と必要な改正
- ③メンタルヘルス対応の充実と自動車事故を含む労働災害発生防止策の周知徹底
- ④資格手当等職員処遇の見直し

(5) 法人委員会活動意義の浸透と職員の参加機会の確保

- ①前年度取組の検証と必要な実施事業の継続
- ②新たな取組課題の抽出とその解決に向けた計画策定及び速やかな実践着手
- ③各取組実践に際しての必要な手順、システムの開発整備

(6) コロナ禍後の利用者サービスの確立

- ①感染予防対策及び集団感染発生以降の事業継続計画の再点検
- ②施設入所者の社会性の保障
- ③家族、保証人等への積極的な情報開示と適正な関係性の維持
- ④地域貢献事業の再開と活動の活性化

(7) 実施事業の運営実態に係る適正性の確認

- ①法人内部監査委員会による全事業の運営実態監査（年1回）
- ②福祉サービス第三者評価指標の活用によるサービスの質の向上に向けた取組実践
- ③各事業における標準的な取組の促進へ向けた仕組化の導入
- ④事業実施の決定プロセスの透明化と稟議、決裁手続きの厳格化
- ⑤各種会議内容及び協議実態の確認と検証

(8) 法人諸課題の整理、分析と課題解消に向けた取組みの実践

- ①管理職会議での諸課題の整理と役職職員への周知及び改善に向けての取組実施
- ②各種規程の運用実態検証と必要な見直し
- ③法人事務事業企画実践のための組織体系の検討

令和6年度 特別養護老人ホームかけがわ苑 事業計画書

事業方針

令和6年度の介護報酬改定は、「地域包括ケアシステムの進化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」の4つを基本的な視点に置いて実施されました。

この度の改定を機に職員は初心に帰り、専門職としての自覚と責任の下、法令遵守の徹底を再認識した上で現在のサービスを見直し、重大事故防止に努める他、利用者一人一人と向き合った利用者本位のサービス提供を目指して参ります。また、利用者・ご家族からの要望、相談、苦情に対しても迅速かつ適切な対応に心掛け、事業所の10ヵ年計画の後期目標にも掲げている介護と連動した生活の中での機能訓練の実施にも努めて参ります。

昨年度は8月末から新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、施設内療養の対応をとる中で急性期病棟への搬送及び入院者が数名出る等、改めて高齢者の重症化リスクの高さを痛感致しました。感染法上の位置づけが「5類」に引き下げられましたが、引き続き感染予防対策を講じながら利用者様の面会や外出をすすめ、ボランティアの受入れや地域イベントの参画及び交流などの社会活動を積極的にすすめて参ります。

利用者サービスにつきましては、管理者の責任の下、サービスの根幹であるケアプランを適正に交付し、利用者・ご家族及び専門職間等で共有の上、ケアプランに沿ったサービス提供をして参ります。また、一昨年受審した福祉サービス第三者評価事業の評価結果を活用継続しながら、介護現場の生産性向上に向けた取組を促進し、利用者の安全を守りながら介護サービスの質を確保できるよう、サービス向上委員会や安全管理部門と連携しサービスの質の向上に努めるとともに、科学的介護の実践を目的とするLIFE（科学的介護情報システム）を活用したPDCAサイクル（業務改善継続方式）を推進して参ります。

医療と介護の連携推進や重度化防止に向けた取組といたしましては、制度の経過措置期間が設けられた対応含め医療機関や近隣施設と接点を持ち順次整備して参りますが、特養施設に対して義務付けられた口腔衛生管理体制の確保につきましては、協力歯科医療機関の医師の助言指導の下、介護職員を中心に体制計画書を立案した上で利用者の口腔衛生管理を行い、多職種で連携しながら積極的な摂食支援や口腔機能の維持に努めて参ります。

また、給食業務につきましては、利用者の重度化によるフロア処遇及び食事提供の見直しと厨房・給食機器の老朽化に伴う買い替え機器の精査時期が重なることを踏まえ、給食委託会社数社に対し契約仕様のプレゼンテーションを依頼する等、全般的な見直しを検討して参ります。

防災・防犯関係につきましては、近年顕著に発生している甚大な豪雨災害を教訓に、垂直避難訓練の実施や大雨洪水対策の一環である防災設備と備品の充実を図って参ります。また、能登半島地震の現実的な状況や情報を踏まえ、地域住民や近隣施設等との協働による地域防災の体制強化に努める他、職員に対する防災教育や侵入者対策を含めた防犯教育をすすめて参ります。

社会的にも深刻化しております介護職不足の課題につきましては、就職相談会への参加や介護実習や職場体験の積極的な受け入れにより、かけがわ苑の魅力や介護職の魅力を発信し入職に繋がるよう尽力するとともに、ICTの活用や5S活動をすすめながら職員の負担軽減に繋がる方策を検討して参ります。

事業目標

- ①利用者の確保（稼働率 98.8%）
- ②廃用症候群の予防・改善と生活意欲の向上
- ③適切なケアマネジメントの遂行
- ④アクティビティ活動・余暇活動の充実
- ⑤働きやすい職場づくり
- ⑥災害・防犯対策の強化

具体的取り組み

- ①-1 WEB 上から入手できる「入所申込書」を活用していただき、早い段階で申込みに繋がるようホームページで周知を図る。
 - 2 入院・退所による空床が発生した場合は、早期かつ積極的に入院経過等の情報収集を行い、空床利用に向けショートステイ受入担当職員と連携してショートステイの利用に繋げる。
 - 3 退所による空床発生から新規入所までの所要期間を7日以内に目標設定し、待機の上位者に対して事前のアセスメント及び診療情報提供書提出依頼を計画的に行うとともに現実的な入所準備を促す。なお優先入所順位決定者には順位確定連絡を速やかに行い、入所に対する明確な意思を持っていただくことで早期入所に繋げる。

- ②-1 DESIGN-R での褥瘡評価を継続し、適正な褥瘡マネジメント加算に繋げる。適切な体位交換やポジショニング、十分な栄養補給等、多職種で連携し褥瘡予防、早期発見に努める。また、機能訓練としてのラジオ体操、口腔体操、ハンドマッサージを実施し廃用性症候群の予防に努めていく。
 - 2 スタンダード・プリコーションによる感染対策を徹底し、事業継続計画の見直しを図り、日々の処置を通して利用者の状態変化にいち早く気付くことで利用者の安全を守っていく。
 - 3 利用者のリクエストメニューの継続、手作りおやつを提供や給食委託会社による外食チェーンとのコラボレーション企画を献立に盛り込むなど食に関する楽しみと食事サービスの向上を図る。
 - 4 施設増築・改修後 10 年が経過し、厨房機器の老朽化による入替え検討を機会に食事提供に関する業務の見直しを図り、今後の厨房機器入替計画を立てる。
 - 5 協力歯科医療機関の医師より指導及び助言をいただきながら、口腔衛生管理に関する計画書を作成し、利用者の口腔環境の改善を図ることで食事が安全に摂取できるよう多職種で連携し体制を整える。

- ③-1 3 ヶ月に一度、L I F E からフィードバックされたデータをサービス担当者会議にて活用、運用を定着させていく。
 - 2 ケアプランに則り標準化されたサービス提供を実践するとともに、利用者様、ご家族様の声を迅速にかつ真摯に受け止め、良好な関係作りを継続する。
 - 3 一昨年度受審した福祉サービス第三者評価事業の結果から改善点を抽出し、各職位及び各専門職（部署）にてスケジュールを立て改善に取り組んでいく。
 - 4 ケアプランの交付には必ず管理者が事前に確認するとともに、チェックリストを利用し作成状況を可視化する等して管理を一元化する。

- ④-1 四季折々の季節を感じていただけるような行事企画、学習と運動のカリキュラムを取り入れた療法レクリエーションを実施することで、楽しみを持ちながら身体機能の活性化に繋げていく。
 - 2 ご家族とともに楽しめる行事企画や、多種多彩なボランティアを積極的に受け入れることで利用者の生活の楽しみが増え、社会性が維持・向上できるような施設生活をサポートしていく。
 - 3 「私の暮らしシート」から導いたリクエスト企画を実施し、利用者一人一人に満足していただけるような余暇活動を提供し生活意欲の向上に繋げる。

- ⑤-1 介護人材の確保と定着の課題に着眼した業務改善に取り組み、時間外労働の是正を図るなど、過重労働にならないよう措置を講じる
 - 2 職員の腰痛予防の他業務負担軽減を図るため、移乗用具等を活用しケアの標準化に努めるとともに介護ロボットや ICT の導入を検討していく。
 - 3 ハラスメントに対する正しい知識を持ち、指針やマニュアルを運用または服務規程を遵守することでハラスメント防止に努め、働きやすい職場環境を作る。
 - 4 令和 9 年度には義務づけられる「利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置に向けて現行の委員会を活用しながら整備していく。

- ⑥-1 有事における事業継続に備え地域住民や消防署の協力のもと、総合防災訓練の実施のほか地震、水害と災害の種類ごとの避難訓練を実施し、災害時安否確認システムを活用した訓練を実施する。
 - 2 防災・防犯委員会を中心に災害時のBCPの周知をはじめとして、長期停電を想定した備蓄品・備品の整備を図り、全職員が取扱手順を習得し有事に備える（防災教育）。
 - 3 侵入者対策として不審者侵入防止マニュアルの周知を行い職員・利用者の安全を図る。侵入者対策に必要な備品を整備し、全職員に取扱い手順の習得を徹底する（防犯教育）
 - 4 近隣住民、周囲の商業施設や施設等と担当者レベルで打合せを行い、地域防災の共助体制を構築する。
 5. 能登半島地震等の大災害には、被災地へ迅速に職員を応援派遣できる体制を整備する。

令和6年度 かけがわ苑短期入所生活介護 事業計画書

事業方針

かけがわ苑のショートステイは7床と少人数ではありますが、家庭的な温かさを基本としたサービス提供を行なうことで利用者同士が交流を深めることが出来、顔なじみの関係作りに努めて参ります。

医療が必要な方や、緊急ショートについても引き続き積極的に受け入れを行って参ります。

また、介護サービス計画書の作成、評価につきましては、記録ソフトを活用し適正な事業実施を行うとともに、利用者ご家族様と居宅介護支援事業所との信頼構築に努めて参ります。

サービス提供につきましては、標準予防策による感染対策を継続し、新型コロナウイルス感染症流行以前に行っていたような行事やアクティビティ活動を再開または充実させ、利用者・ご家族に当事業所を利用選択して頂けるような魅力あるサービスの提供に努めます。

事業目標

- ① 標準予防策による感染対策を継続しながらも緊急ショートを積極的に受け入れ、新規利用者獲得をし、リピートでの利用をして頂くことで常に安定した稼働率を目指す。(目標：稼働率90.0%・常時実人数35人以上)
- ② 機能訓練指導員によるアロマオイルでのハンドマッサージやフットスパの提供、毎月の行事の提供とショート担当による喫茶を実施。また外出行事を企画実施、身体機能の維持・改善と余暇活動の充実を目指す。
- ③ ケアプランに沿った適切なサービス提供ができるよう、サービス事業所内の連携を強化し多職種で情報共有を図る。

具体的取り組み

- ①-1 感染防止委員会と連携し、事業継続計画(BCP)に基づき、有事に備え職員へ周知を図る。
 - 2 新型コロナウイルス等の感染症への標準予防策を継続し、ご利用前の体調確認を徹底することで可能な限り施設内へのウイルスの持ち込みを防ぐ。
 - 3 社会福祉法人としてのセーフティネットの役割を理解し、緊急ショート利用者を可能な限り積極的に受け入れる。
- ②-1 脳の神経細胞の活性化や血行促進による健康増進を目指し、希望される利用者にアロマオイルでのハンドマッサージやフットスパを提供する。
 - 2 フロアで開催される季節行事等への参加とショート喫茶を企画・開催することでサービス利用中の意欲向上に繋げる。
- ③-1 多職種で情報記録ソフトを活用し、ケアプランに沿ったサービス計画書の評価・分析を行い日々のケアに反映させる。
 - 2 介護サービス計画書の作成と評価にあたっては、進捗状況を可視化するためチェックリストを作成し管理を一元化していく。

令和6年度 かけがわ苑通所介護事業所 事業計画書

事業方針

2021年の介護保険制度改正に始まった「自立支援・重度化防止」の効果を向上させるための科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進については、2024年の制度改正でも更なる活用が位置づけられております。かけがわ苑通所介護事業所におきましては、エビデンスに基づく科学的介護の実践を目指すため、引き続き LIFE を用いて提出し、フィードバックを活用することでケアの質の向上に向けた業務改善継続方式の PDCA サイクル (Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Action 改善→Plan) を機能させて参ります。

また今一度、法令遵守の徹底を図るため、事業所内部牽制の強化はもとより、加算を伴う事業や業務の見直し、及び書類整備の徹底を行うとともに、サービス提供の根幹である個別サービス計画書の作成と実践ならびに評価を確実に行っていくことで利用者・ご家族・居宅介護支援事業所への信頼回復に努めて参ります。

事業目標

① 利用者確保

安定した経営状況を確保するため、1日の要介護利用者数を 22 名とし、稼働率の維持と効率的な事業経営に取り組み、実人員数の増加に努める

② LIFEの活用

3ヶ月に1回 LIFE へデータを提出し、LIFE からのフィードバック情報を活用することでデータに基づいた科学的介護の実践に繋げていく

③ 委員会活動の充実

1) 感染防止委員会

委員会を 2 ヶ月に 1 回開催し、研修・訓練を年 2 回以上行う。全職員に周知徹底を行い、感染予防に努める

2) 虐待防止・身体拘束廃止委員会

虐待の発生又は再発防止のための措置として、委員会を 2 ヶ月に 1 回開催し内部研修を年 2 回以上行う。

3) 事故防止委員会

事故発生時の適正な処置や対策をとるための委員会を 2 ヶ月に 1 回開催し内部研修を年 2 回以上行う。

4) 防災委員会

職員に対し、事業所の「福祉避難所 開設・運営マニュアル」を用いて福祉避難所としての機能周知と理解を深める。災害に備え、研修・訓練を行うと共にBCPの見直しを行う。

5) 安全衛生委員会

委員会を定期的で開催し、労働災害の防止の措置や啓発に努める。職場におけるハラスメントを正しく理解し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。

6) 法令遵守の徹底

県から示される介護保険施設等指導方針や集団指導に基づき、運営上の重点事項を把握し整備

を進める。コンプライアンス研修を事業所内で行い、職員一人一人の介護保険制度理解を深め適正な事業に繋げる。

取組項目

- ① 関係事業所には毎月実績配布時に空き情報を提供するとともに、情報共有と連携を密に行い、利用者の確保に努める。また、事業所広報誌「和顔愛語」を発行し、利用者・ご家族及び関係機関へ事業案内を行い、信頼関係の回復、関係性を築くことにより集客に繋げていく。
- ② LIFE加算の知識を深め、3ヶ月に1回確実に厚労省へデータ提出を行った上でLIFEからのフィードバックを介護現場で活かすことができるよう努めていく。
- ③ 感染防止委員会については、看護師を中心に利用者の日々の体調に気を配りながら、蔓延防止に努めていく。虐待・身体拘束委員会は年2回以上の研修を開催し、利用者の尊厳の保持や人格を尊重するための措置を講じていく。事故防止委員会では介護事故防止に加え送迎時の利用者安全管理について対策を周知・徹底していく。防災委員会については、地震、水害対策BCPの見直しを図るとともに原子力災害避難計画を作成し災害時の体制に備えていく。
- ④ 能登半島の地震を教訓に福祉避難所のあり方を再確認した上で市と調整を図りながら必要な備えを進めるとともにBCP等災害対策の見直しを図る。
- ⑤ 法人のハラスメント防止に関する規定や事業所のハラスメント対応マニュアルを職員に周知し、職場におけるハラスメントの防止や啓発に努める。
- ⑥ 管理者及び生活相談員は介護保険改正の内容と解釈の積極的な把握に努め、県の介護保険サービス提供事業者説明会(集団指導)を聴講することで、法令や介護保険制度を重ねて理解し、内部研修を開催する等して事業所内職員への制度理解を促す。またその他の外部研修へも積極的に参加し、研鑽に努める。

令和6年度 かけがわ苑居宅介護支援事業所 事業計画書

事業方針

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、サービス担当者会議やカンファレンスなど以前の支援に戻りつつありますが、今後とも新型コロナウイルス感染症及び他感染症の流行に対しては、動向を確認し、ケアマネジャー自身が感染源とならないよう引感染対策を講じた上で各関係機関と顔の見える関係性を意識したケアマネジメントを行って参ります。

令和6年度の介護保険法改正で求められている多様化・複雑化する課題に対応するための取組においては、看護師を基礎資格に持つケアマネジャーを配置するとともに、様々な制度、知識等に関する事例検討会や研修へも参加する他、地域包括支援センターとの連携を強化して参ります。

また、ケアマネジメントの質を確保した上で業務効率化を図る一方、各加算取得における見直しと事業継続計画の実用に向けた指針及びBCP等の整備をする中で、ケアマネジャーの質の向上に必要な適切なケアマネジメント手法を取り入れ、ケアマネジメントの差異をなくすとともに効果的なアセスメント力を身に付けることで各ケアマネジャーまたは事業所の信頼を高めて参ります。

事業目標

① 利用契約者の確保

安定した経営状態を確保するため、1ヵ月当たりの事業所合計170件（管理者31件、正規職員1人あたり38件、非常勤1人あたり25件）を目標とする。

予防給付におけるケアマネジメント実績 月25件受託

但し、令和6年度介護保険法改正により、ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が45件未満となることで、7月には177件（管理者32件、正規職員1人あたり40件、非常勤1人あたり25件）を次なる目標とする

要介護認定調査 月1件受託

② 質の高いケアマネジメントの推進

主任ケアマネジャーによるケアマネジャーへのケアマネジメントの指導と育成において、ケアプラン作成の助言や指導を徹底して法令遵守を図り、居宅全体のケアマネジメントの実践能力の向上に努める。

令和6年度介護保険法改正で求められる適切なケアマネジメント手法を主任ケアマネジャーを中心に実践していく。

③ 地域包括ケアシステムの推進

関係機関との連携を密に行い、多職種協働による医療サービス・介護サービスを紹介できる関係を構築する。

地域包括支援センターとの連携で必要な社会資源の発掘と共有を行うとともに多様化・複雑化する課題に取り組めるケアマネジメントの向上に努める。

④ 人材育成

今後予測されるケアマネジャーの高齢化と人材不足の観点から、主任ケアマネジャーの新規取得とともにキャリア別研修へ積極的に参加して居宅全員のキャリアアップを図る。

⑤ ICT機器の活用、実践

昨年に引き続き、保険者と各サービス事業所の状況を確認しながらケアプランデータ連携システムの導

入の検討やオンラインでの研修及び会議への参加と自らが主催者側となる環境を確保する。
安定した経営状態を確保し、人材の有効活用及び各サービス事業者との連携において、ICT 機器の導入を検討する。

具体的取組み

- ① ・月次報告書で各担当の実績件数と見込み件数を確認し、各地域包括支援センターをはじめ、病院、関係施設等に空き情報を伝え、新規獲得していく。
目標達成後も居宅全員で新規所得（訪問、アセスメント）に取り組み、協力体制を築く。
- ② ・毎月の実績に書類不備がないように管理表を作成し、管理者及び主任ケアマネジャーによるケアプラン点検、管理を徹底する。
・4月から始まる「適切なケアマネジメント手法」について、主任ケアマネジャー中心に基本を理解してプラン作成に取り組む。
・諸加算の算定を得るために関係機関と必要な情報を共有し、情報記録書の項目を満たし管理者が把握できる体制を作る。
・定例会議の充実及び内部研修の計画的な開催を実施する。
・介護支援専門員実務者研修における見学実習の受け入れを行う。
・令和6年4月から実施が義務化される事業継続計画の運用管理に努める。
- ③ ・地域包括支援センター等関係機関と連携し、地域で高齢者を支える支援体制作りの担い手となり、積極的に地域ケア会議へ参加する機会を作る。
・各地域包括支援センターはじめ他関係機関の助言やさまざまな他制度に関する事例検討会、研修等に参加し、多様化・複雑化する課題に対して解決する力を身に付ける。
- ④ ・現在居宅に所属するケアマネジャーの主任ケアマネジャー新規取得と居宅全員のケアマネジメントの資質向上を目指した内部研修の実現。
・継続した雇用を確立するために、ハラスメント対応の充実を図り、キャリアアップできる体制を構築する。
- ⑤ ・積極的に ICT 機器を活用した業務（オンライン研修への参加、会議開催）を行い、ケアマネジメントの資質向上と業務のスリム化を図る。
テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングの実用に向けて、実績の向上と環境整備を図り、来年度以降新たな ICT 機器の導入を検討する。

令和6年度 掛川市西部地域包括支援センター事業計画書

1	委託事業	地域包括支援センター業務
2	事業期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
3	担当圏域	掛川市西部地区 (桜木、原谷、和田岡、原田、西郷、原泉)
4	職員体制	別紙
5	担当圏域の実情・ニーズ・地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク、高齢者の居場所が増加傾向 ・西部ふくしあ内で認知症カフェ開催。認知症当事者や家族の移動手段の課題があり、社会福祉法人地域貢献委員会協力のもと、送迎を行っている。
6	西部地域包括支援センターの方針	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築 団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域包括が市と一体となって地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進します。</p> <p>(2) 専門職によるチームアプローチ 地域包括に配置された社会福祉士、保健師（看護師）、主任介護支援専門員の資格を持った職員が、多様化、複雑化した相談等に対応するために、それぞれの専門性を活かし、連携、協働しながら問題解決を図る。“チームアプローチ”を実践します。また、地域の保健・福祉・医療・介護の専門職やボランティア、民生委員等関係者と連携を図り、活動します。</p> <p>(3) 公正性・中立性の確保 地域包括は、市の介護、福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正かつ中立性を確保し、その運営に関する費用は介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解したうえで、適切な事業運営に努めます。</p>

7	事業別の実施内容 ※各包括ごとの当年度重点取組に○を記入する。		
事業、業務名	具体的な取り組み（何を、どのように）	数値目標	重点取組
①総合相談支援業務			
実態把握	民生委員と協力して実態把握調査を行い、その情報から必要に応じて訪問、再訪問をして相談対応をします。	実態把握調査 1回/年 実態に応じて訪問	
総合相談	相談内容に応じて3職種で協議し適切な対応に努めます。相談内容により、関係機関や有効な社会資源と連携してサービスの利用や支援策を提案して行きます。重層的な支援について体制等を考察して行きます。	随時	
②権利擁護業務			
高齢者虐待の早期発見、早期介入	様々なルートから寄せられる虐待の通報や相談に対し早急に情報収集を行い、関係機関と連携して早期介入に努めます。そのため関係機関との関係性の構築を図ること、対応の知識や技術の習得に努めます。	高齢者虐待対応に関する研修 1回/年	
成年後見制度等の利用支援	判断能力が低下した対象者の支援について包括内で共有、協議して専門家のアドバイスを受けながら、その活用について支援します。地域で行う講座等で成年後見制度について概要を説明して行きます。	随時	
消費者被害への相談支援	消費者被害から高齢者を守るために、地域の情報収集に努め、被害の未然防止のための啓発を行います。訪問の際、注意喚起のチラシを配布し啓発します。被害相談時には関係機関のアドバイスを受けながら対応します。	随時	
③包括的・継続的ケアマネジメント支援			
地域における包括的・継続的ケア体制の構築	民生委員や地域の方から気になる高齢者の情報をもとに、介護支援専門員や介護サービス事業所などと連携を図り、マネジメントを行い支援して行きます。	相談協力員懇話会 8回 周知事業随時	

介護支援専門員への支援	ケアマネサロン「ほくほく」を開催し、研修や情報共有を行っていきます。また5包括主催研修についても、企画開催をし、介護支援専門員の質の向上に繋げていきます。	ほくほく年1回 5包括主催研修年1回	
④介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援	委託を行っている居宅事業所の介護支援専門員の相談を行い、必要に応じてサポートを行っていきます。	随時	
⑤地域におけるネットワーク活動の展開			
地域の見守り活動の周知・拡大	ふくしあ社協と共に、見守り活動が必要な地域へ地域ケア会議を開催し、理解をしていただき、周知活動をしていきます。	随時	
地域の社会資源の掘り起こしと活用	広報紙「ほっこり」を年1回発行し、関係機関などに配布をしながら社会資源の把握をしてネットワークを広げていきます。	ほっこり年1回発行	
⑥認知症に関する取り組み			
認知症への理解を深める普及・啓発	①改正された認知症ケアパスを地域住民や関係機関へ配布し普及・啓発に努めます。 ②市民キャラバンメイトと共にサポーター養成講座を実施していきます。(市民向け・シニアクラブ・地区福祉協議会等)	随時 3回/年	
認知症高齢者やその家族に対する支援	①地域に繋がらない、介護保険サービスに繋がらない認知症の方や家族へ茶のみやカフェ参加を促していきます。 ②若年性認知症交流会「はじめの一步」へ協力参加していきます。 ③介護者の支援の場「笑顔のつどい」へ協力参加していきます。	茶のみや (12回/年) 笑顔のつどい (担当月) はじめの一步 (1回/年)	○
認知症疾患センターとの連携	①「認知症施策会議で各包括推進員、予防支援係、認知症疾患センターと連携し、認知症に関する研修会を企画実施していきます。 ②認知症疾患センターと連携し個別ケース対応への早期介入に努めます。	1回/年 随時	
認知症初期集中支援チームの業務	対象者を包括内で検討し、認知症初期集中支援チームと連携を図り、適切な医療、支援に繋がられるよう対応していきます。	随時	

<p>⑦生活支援体制整備事業に関する取り組み</p>	<p>ふくしあ社協、行政と協働して圏域内での認知症カフェの継続開催に向けて取り組みます。また、圏域内のまちづくり協議会との協働により社協と共に地域の見守り活動に向けて取り組みを行います。重層的な支援に向けて体制等を考察します。</p>	<p>随時</p>	
<p>⑧地域ケア会議の開催</p>			
<p>個別</p>	<p>週 1 回の包括内定例会議にて、支援困難なケースの対応について協議を図り、担当介護支援専門員や関係機関と検討し対応をしていきます。</p>	<p>開催数 10 回</p>	
<p>地域</p>	<p>ふくしあ社協と連携を図り、見守りネットワーク、サロン、認知症カフェなど地域づくりに取り組んでいきます。</p>	<p>開催数 9 回</p>	<p>○</p>
<p>⑨在宅医療・介護連携推進事業に関する業務</p>	<p>多職種連携会議（さてつ）に出席し、在宅医療機関と連携を深めていきます</p>	<p>12 回/年</p>	

令和6年度 掛川市ききょう荘事業計画書

事業方針

養護老人ホーム掛川市ききょう荘は、平成11年より運営管理を掛川市から受託し、その後指定管理制度（5年間）に移行しました。1回目（平成18年度～平成22年度）、2回目（平成23年度～平成27年度）、3回目（平成28年度～令和2年度）が終了となり、現在4回目（令和3年度～令和7年度）の4年目として事業の運営を継続して参ります。

掛川市ききょう荘は生活困窮者や孤立者、高齢化に伴う心身状況の変化により、支援・介護のニーズが生じた方に対し、その状態やニーズに合わせて必要な支援を提供します。特に要支援・要介護認定を受けている利用者に対しては、ケアプランに基づき生活援助など幅広い支援を行って参ります。

本来、地域の高齢者ニーズは介護保険制度ですべてをカバーできるというものではありません。例えば、立ち退き、家族関係の調整、虐待、独居への不安など様々な理由で入所する高齢者は、これからも一定数存在し続けることが予想されます。その為、今後の方向性として、養護老人ホームは、自立を支援するためのソーシャルワーク機能とセーフティネットとしての機能を有し、地域での自立を支える拠点施設として社会的支援を必要とする利用者に対し、利用者自身の課題解決及び家族関係の調整や周辺課題の整理や解決など、継続的な伴走型支援を行う機能が求められます。利用者の自立度に応じ「通過施設」としての役割を再認識し、補完的支援ではなく目標指向的処遇を実施することで、利用者自身が日々の暮らしの中で主体となれるよう支援して参ります。

施設の現状としては、利用者数の減少など、本来の社会的役割を果たしているとは言い難く、さらに入所のあり方そのものも問われています。一つの考え方として、定員が充足しないことの要因を自治体の責任にとどめるのではなく、養護老人ホーム側がハード・ソフトにおいてニーズに対応できていないと考え、環境整備並びに生活援助全般における支援の充実に向けて取り組んで参ります。

また令和6年度は国の基準改正に伴い、「養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則」が改正されます。①高齢者虐待防止に関するもの、②無資格者の認知症介護に係る基礎的な研修の受講、③感染症の予防及びまん延防止に関するもの、④業務継続計画の策定等が完全義務化されます。加えて利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関との連携強化も求められており、これらのことについて充実強化を図って参ります。

さらに令和6年度は、日々の事業活動を効果的かつ適正に行うため、「福祉サービス第三者評価事業」を受審いたします。この事業はサービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保することを目的とします。外部評価を受けることにより、サービス改善のための「気付き」や、健全な事業経営の「ヒント」を得ることで、更なるサービスの質の向上に取り組んで参ります。

事業目標

1. 相談援助（生活相談員）

①入退所支援

- ・入所後の支援を見通したアセスメントや関係機関との連絡・調整を実施します。
- ・利用者・家族に対し、入所後に受ける支援について意向確認の場を作ります。
- ・介護保険サービスに限らず、他のフォーマル・インフォーマルサービスの活用を検討し提案します。

- ・入退所時における心身状態や経済状況における支援の困難さ、緊急時における対応力が求められるケースについては、多職種の専門性を活かし、チームとして連携・協働して対応します。

②個別処遇計画におけるマネジメントの確立

- ・個人の人格を尊重し、利用者の個別性を重視したアセスメントとモニタリングを行い、情報を多職種で共有することで統一した支援を実行いたします。
- ・個々の生活スタイルが継続できるよう支援します。
- ・ケアプランと個別処遇計画の連動性や整合性を高めるため、サービス担当者会議に参加します。
- ・家族との外出・面会（面談）を通し、利用者のこれからの生き方や目標などの意向を把握し尊重いたします。
- ・利用者が自分の望む人生を過ごせるようACPを踏まえ利用者個々の意思決定を支援します。

③ネットワーク構築

- ・日頃から行政機関や地域包括支援センター及び他の養護老人ホームとの関係性を構築し、情報共有に努めます。
- ・多重的課題を抱える利用者に対し地域包括支援センターや神経科病院等との連携やネットワーク作り、ソーシャルワークに努めます。
- ・地域ケア会議等の諸会議や市町が主催する研修会へ積極的に参加・参画し、地域のニーズと情報を収集します。また、その機会を活用して養護老人ホームの機能や役割をアピールし、有用な社会資源としての認識を得るように努めます。
- ・施設入所後、本人と家族の関係性が希薄化することがないように、三者面談を行います。
- ・面会時に家族等から近況の確認や相談があった場合は、迅速丁寧な対応をいたします。

2. 生活支援（支援員）

①日常生活の充実

- ・“衣食住”に関して、明るく・楽しく・安心した生活が営まれるよう、利用者の意向を尊重した個別支援計画書を作成し支援します。
- ・グループ行事や季節のイベントは、利用者の要望を取り入れ計画します。
- ・標準的な感染対策を継続しながら、外部との交流を通して、利用者が地域や社会との繋がりがもてるよう行事・イベントを計画します。
- ・利用者の体調変化や異変の気づきを多職種で共有し、適切な対応が図れるように努めます。
- ・日々の生活の中で声掛け・傾聴を行い、利用者が安心して過ごせるよう支援します。

②自立支援への取り組み

- ・個別の潜在的ニーズにも目を向けた、きめ細かな処遇に取組みます。
- ・個人の能力に合わせ、集団生活における役割が担えるように支援します。
- ・利用者が自由に出掛けられるようにサポートします。
- ・利用者と共に居室の環境整備を行い、清潔で快適な生活環境を提供します。
- ・フレイル予防を重要視し、日常の清掃・棒体操・歩け歩け運動・お庭踏み石・グラウンドゴルフなど利用者が自主的に活動できるよう声掛けや支援を行います。
- ・地域のイベントやサロン活動、カフェ等に参加します。
- ・集団や個別での余暇活動の充実を図るため、ボランティアなど外部協力者を積極的受け入れます。

3. 健康管理（看護職員）

①口腔機能の維持向上

- ・オーラルフレイル予防として、食前の口腔体操を継続していきます。また、口周りや舌の筋肉を鍛える誤嚥予防を働きかけていきます。
- ・葛ヶ丘歯科医院による歯科検診を実施し、歯磨きの指導や早期治療に努めていきます。

②認知機能の低下

- ・脳に刺激を与え進行を遅らせる効果がある、頭の体操（脳トレ）を活用していきます。
- ・指の体操や言葉の体操を行い、認知症予防の充実を図ります。
- ・ヒアリングフレイル予防として、定期的な耳垢除去に努めます。
- ・状況に応じて物忘れ外来を活用し、ニーズに合わせた個別支援を検討します。
- ・精神疾患を患っている利用者には、定期通院を継続し状態変化に配慮します。

③感染症対策

- ・感染症が発生した際は、感染対策委員会を中心に感染拡大防止と早期収束に努めます。
- ・風邪症状・インフルエンザ・ノロウイルスなどの感染予防の為、手洗い・うがい・消毒を徹底します。また、定時に換気を行い感染予防に努めていきます。

④ブリストル便性状スケール、排便量スケールの導入

- ・客観的に排便の状態を把握するためにブリストル便性状スケール（BSS）と排便量スケールを導入し、関係機関や専門職との情報共有に役立てます。

⑤医療サイン

- ・多職種との連携を強化し、疾病の早期発見と対応、予防的なリスク管理を行います。
- ・医療を必要とされる利用者に対しては、迅速に専門科への受診を行います。

4. 食生活・栄養管理（栄養士）

①認知症予防のための食事

- ・認知症の予防に大切な事は脳の健康を維持することであり、生活習慣病の改善と食事からの老化予防が重要となります。令和6年度は認知症予防のために大切な食事の4項目として「1. バランスの良い食事 2. 摂取カロリーを守る 3. 塩分を控える 4. 間食・糖分を控える」を再度意識し、食事提供に努めて参ります。また、生活習慣の改善については多職種と連携し、一人一人に合う支援方法を提案します。

②多様なニーズへの対応

- ・介護食や治療食など、個々にあった食事を用意することで寄り添った食事提供に努めます。また、安心して召し上がることが出来る食事を提供することにより「食べる力」「生きる力」をつけ、健康寿命を延ばす取り組みを支援します。

③こだわりの食事・楽しめる食事

- ・認知症予防に効果のある食品等も取り入れ、委託先の自社工場では精米したお米や、化学調味料を使わない“こだわり”の調味料など厳選し、塩分を控えた味わい深い食事を提供します。また特別感や季節感を味わえるような外注の食事や季節のデザートを提供し、満足感を得ていただけるような食事サービスに努めます。

④安全衛生

- ・委託3年目となる給食委託会社と連携を図り、安全な食事提供に留意すると共に利用者・職員共々

手洗いや消毒など衛生管理に努め、食中毒の防止に取り組みます。

5. 災害対策

①各災害に備えた防災訓練の実施

- ・地震、火災、土砂災害、水害に備えて毎月の防災訓練を実施いたします。また年に2回総合防災訓練を実施します。各訓練を繰り返し経験することで利用者・職員ともに安全かつ迅速に避難する為の知識や技能を習得します。
- ・災害対応は地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- ・掛川市水垂区中央地区と「非常時における相互応援に関する協定書」の締結に向けて協議を進めて参ります。
- ・災害時には自施設が保有する機能を活用した地域貢献を行います。
- ・各種防災マニュアルが実情に即した行動計画になっているか見直します。

②災害等に備えた職員研修の実施

- ・備蓄資機材の保管状況や管理方法について必要な見直しを行います。また消防用設備等自主点検チェック表を活用し、職員の防災意識を高めます。

③食材、備品の備蓄

- ・防災食倉庫の整理を行い、災害時に円滑に使用することができるよう適正な管理を行います。備蓄の役割を終えた災害時用備蓄食料については掛川市社会福祉協議会フードバンクへ提供します。
- ・災害時避難持ち出しリュックの経年劣化に伴い、利用者・職員共に新調します。

6. 委員会活動

①感染対策委員会

- ・根拠に基づいた感染症対策の実施、持続可能な感染対策の定着に取り組みます。
- ・マニュアルの見直しなど、業務継続に向けた取り組みを強化します。
- ・手指消毒、マスク着用、小まめな換気、消毒、備蓄品管理を継続し、あわせて感染防止研修を実施します。

②事故防止・身体拘束適正化検討委員会

- ・ヒヤリ・はっと報告、事故報告のデータ管理及び検証を行い職員へ情報発信します。
- ・リスクマネジメントを主眼に事故対策と再発予防に向けた課題検討、及び具体的な対応を行います。
- ・個人の能力評価、要望の傾聴、行動パターンの把握、生活背景を理解することで、身体拘束をしない支援に取り組みます。

③虐待防止検討委員会

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討し、その結果は職員に対して周知を行うとともに必要な指針を整備し研修を実施します。

④サービス向上委員会

- ・福祉サービス第三者評価を受審するための準備を進めます。
- ・接遇マナー（挨拶、笑顔、丁寧な言葉づかい）について各職員が自己点検・相互点検し必要に応じて改善に取り組みます。
- ・意見を言いやすい雰囲気を作り、職員がチームの一員としての自覚を持ち、お互いの意見を尊重し

合い、業務内容を決定していく業務プロセスを確立します。

7. 設備・環境整備

①省エネの取組み

- ・施設のエネルギー使用状況を把握し、適切に管理します。
- ・書類や文書をできる限り電子化し、紙を使わずに伝達・保管・管理します。
- ・消灯による節電、消耗品の節約に取り組みます。
- ・「もったいないプロジェクト」を実施し、お金を使わず心と頭を使います。各部署において、実現可能なコスト削減案を検討し、具体的に実践します。

②修繕と設備更新

- ・記録ソフト「ほのぼのNEXT」を online プラットフォームへ切り替えます。
- ・劣化した網戸を張り替えます。
- ・倒木による被害防止のため、敷地内の樫を一部伐採します。

③掛川市年次計画による施設改善

- ・スプリンクラーポンプ更新工事
- ・その他、突発的に発生する修繕工事は、指定管理者である掛川市と協議の上、対応します。